

顧問弁護士による無料法律相談

相談の主な内容

- 労使紛争（残業、休日出勤、転勤、出向、解雇、セクハラ等）
- 労使紛争解決手続（あっせん、労働審判）
- ユニオン関係
- 労災補償裁判（死亡事故、労災の是非に係る発病等）
- その他労働関係諸問題の解決に向けた相談

相談場所

- 愛知中央 SR 経営労務センター相談室
（名古屋市中村区竹橋町 5-5 さかえビル 4階）

相談員

- 顧問弁護士事務所の弁護士

相談日

- 原則、毎月第 3 水曜日

相談時間

- 14時00分～16時00分のうち、30分間（1日4名まで）

予約方法

- 完全予約制（期日までに予約がない場合、開催致しません。）

※ 毎月 5 日までに、裏面「無料法律相談申込書」により、
愛知中央 SR 経営労務センターまで、FAX でお申込み下さい。



愛知中央 SR 経営労務センター

電話：052-452-2336

FAX：052-452-2298



無料法律相談申込書

メール aichichuo-sr@ia1.itkeeper.ne.jp

FAX 052-452-2298

(愛知中央SR経営労務センター)

※2 相談希望日時	令和 年 月 日 ()			
	下記、希望する時間の□に「レ」点を付してください。			
	第1 希望	第2 希望		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14時00分～14時30分	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14時30分～15時00分	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15時00分～15時30分	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15時30分～16時00分	
相談を受けたい内容	下記、希望する相談の□に「レ」点を付してください。			
	<input type="checkbox"/>	労使紛争(残業、休日出勤、転勤、出向、解雇、セクハラ等)		
	<input type="checkbox"/>	労使紛争解決手続(あっせん、労働審判)		
	<input type="checkbox"/>	ユニオン関係		
	<input type="checkbox"/>	労災補償裁判(死亡事故、労災の是非に係る発病等)		
	<input type="checkbox"/>	その他		
概要	相談の概要を簡略にご記入下さい。			
申込み社労士氏名	社労士氏名			
連絡先電話・FAX番号	電話番号		FAX番号	

※1 この用紙はその都度コピーをしてご利用ください。

※2 相談希望日時は、原則毎月第3水曜日(時間は14時00分～16時00分の30分単位)

※3 相談申込は、メールまたは、FAXをお願いします。

以下は、愛知中央SR経営労務センターが記入します。

SR受付	<input type="checkbox"/> 上記の時間で承りました。
	<input type="checkbox"/> 時間変更の場合 → 時 分 ～ 時 分へ変更
	<input type="checkbox"/> その他 →